

令和6年度 海岸漂着物等地域対策推進事業に係る発生抑制対策業務 公募要領

1 案件名称

令和6年度 海岸漂着物等地域対策推進事業に係る発生抑制対策業務

2 業務内容に関する事項

- (1) 事業目的と概要：別紙「仕様書」のとおり
- (2) 業務内容：別紙「仕様書」のとおり
- (3) 事業規模（契約上限額）：金 4,000,000 円（税込）
- (4) 契約期間：委託契約締結の日から令和7年2月14日まで

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則（昭和39年規則第120号）の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

本市の検査を経て、受注者の請求に基づき、支払う。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約書約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月市長決定）に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

次に掲げる資格要件をすべて満たしている法人や団体（以下、「団体」という）であること又は契約時までにはそれらの団体となる見込みがあることを応募者の条件とし、1社につき1件の応募とする。

なお、資格要件を満たさない場合は、応募を無効とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続き開始の申立て中又は更正手続き中でないこと。
- (4) 納期が到来している国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。））及び神戸市税に滞納（未申告も含む）がないこと。
- (5) 神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (7) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 応募しようとする日から過去1年以内に、神戸市の指定管理者として、指定管理者の責に帰すべき理由により、指定管理者の指定の取り消しを受けていないこと。

- (9) 暴力団員が役員として経営に関与(実質的に関与している場合を含む)していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと。
- (10) 神戸市の希望する日時・場所に打ち合わせが出来るような体制がとれ、緊急対応時の迅速なやりとりが可能であること。
- (11) 神戸市物品等競争入札参加資格を有する、もしくはそれと同等の要件を満たすこと。なお、神戸市物品等競争入札参加資格を有していない場合は以下の書類を参加申込書、又は応募書類提出時にあわせて提出すること。
- ・法人登記簿謄本
 - ・直近1年分の法人税(又は所得税)・消費税の納税証明書[その3の3又はその3の2]
 - ・神戸市税に関する誓約書 兼 調査に関する承諾書[様式第2号-1又は様式第2号-2]
- (12) 共同企業体(以下、「JV」という)で参加しようとする場合は、業務分担率が最も大きいものを代表事業者とし、代表事業者は上記(1)から(11)までの条件を、JVを構成するその他の事業者は上記(1)から(9)までの条件を満たすこと。

5 スケジュール

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 応募書類の配布開始 | 令和6年7月22日(月) |
| (2) 参加申込書の提出期限 | 令和6年8月5日(月)17時 |
| (3) 質問受付締切 | 令和6年8月5日(月)17時 |
| (4) 質問に対する回答 | 令和6年8月9日(金)(予定) |
| (5) 応募書類の提出期限 | 令和6年9月3日(火)17時 |
| (6) 企画提案審査会 | 令和6年9月上旬(予定) |
| (7) 選定結果通知 | 令和6年9月中旬(予定) |

6 公募要領の配布

配布開始：令和6年7月22日(月)から

掲載場所：神戸市ウェブサイト

「海岸漂着物等地域対策推進事業に係る発生抑制対策業務【事業者募集】」

URL：<https://www.city.kobe.lg.jp/a25748/business/kaiyougomi2024.html>

※紙文書による配布は行いません。

7 参加申込書等の提出

提出期限：令和6年8月5日(月)17時まで(必着)

提出先：神戸市環境局資源循環課

(住所：〒651-0086 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザ EAST 2階)

(E-mail:3r@office.city.kobe.lg.jp)

提出方法：下記提出書類をE-mailにより提出すること。

提出書類：(1) 令和6年度海岸漂着物等地域対策推進事業に係る発生抑制対策業務受託事業者の公募に関する参加申込書[様式第1号]

※JVの場合は、令和6年度海岸漂着物等地域対策推進事業に係る発生抑制対策業務受託事業者の公募に関する共同事業体参加申込書[様式第1号-2]も提出すること。

(2) 神戸市物品等競争入札参加資格を有していない者は、以下の書類も提出すること。

①直近1年分の法人税・消費税の納税証明書[その3の3又はその3の2]

②神戸市税に関する誓約書 兼 調査に関する承諾書
[様式第 2 号-1 又は様式第 2 号-2]

8 質問書の受付及び回答

(1) 質問書の受付

提出期限：令和 6 年 8 月 5 日（月）17 時まで（必着）

提出先：神戸市環境局資源循環課

（住所：〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST 2 階）

（E-mail:3r@office.city.kobe.lg.jp）

提出方法：令和 6 年度海岸漂着物等地域対策推進事業に係る発生抑制対策業務受託事業者の公募に関する質問書 [様式第 3 号] を E-mail により提出すること。なお、口頭による質問は一切受け付けない。

(2) 質問書への回答

回答日：令和 6 年 8 月 9 日（金）（予定）

回答方法：E-mail により、全参加申込団体へ送付する。

※質問書への回答は、本公募要領記載事項の追加又は修正とみなす。

9 応募書類

(1) 令和 6 年度海岸漂着物等地域対策推進事業に係る発生抑制対策業務受託事業者の公募に関する提出書 [様式第 4 号]

(2) 企画提案書

①A4 サイズ・横書きで作成し、表紙、目次をつけ、表紙、目次以外の各ページには一連のページ番号を記載すること。なお、表紙、目次はページ数に含まないものとする。

②以下のすべての項目について、必ず記載・添付すること。

ア 提案概要：事業実施にあたる基本方針（目的）、実施体制、安全管理

イ 業務スケジュール

ウ 各業務の具体的な実施方法

- ・海洋ごみに関する啓発物の作成
- ・海洋ごみに関する環境学習プログラムの作成
- ・環境学習プログラムを用いた環境学習の実施
- ・定量的な効果検証の実施

③上記①・②に対応していない場合は無効になる場合がある。

(3) 見積書（内訳を記載。様式は自由）

(4) 法人等の概要説明書（パンフレット、定款、組織図等。様式は自由）

(5) 法人等の令和 5 年度事業報告書、令和 6 年度事業計画書（様式は自由）

(6) 法人等の令和 5 年度決算書、令和 6 年度予算書（様式は自由）

(7) 誓約書 [様式第 5 号]

(8) 法人登記簿謄本（神戸市物品等競争入札参加資格を有していない場合のみ）

10 留意事項

(1) 企画提案内容は、必ず実施可能な範囲で記載すること。

(2) 企画提案内容は、受託候補者確定後、市との契約締結に向けた仕様書等の事前協議によって決定する。なお、より効果が高い事業となるよう、提案内容の見直しを行う場合がある。

(3) 見積書は、企画提案書の内容をすべて実施するために必要な経費を積算して記載すること。

(4) 応募者が次の事項に該当した場合は失格とする。

- ・本公募要領に定める手続きを遵守しない場合。
- ・応募書類に虚偽の記載をした場合。

1.1 応募書類の提出

提出期限：令和6年9月3日（火）17時まで（必着）

提出先：神戸市環境局資源循環課

（住所：〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST 2 階）

（E-mail:3r@office.city.kobe.lg.jp）

提出方法：下記提出書類を持参、郵送、宅配、E-mail のいずれかにより提出すること。持参、郵送、宅配の場合は、下記書類データ（PDF 形式）を書き込んだ CD-ROM1 枚を提出すること。（土・日・祝日を除く。また、時間は正午から午後 1 時までを除く。）

※持参による場合は、事前に連絡すること。

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時

※郵送・宅配する場合は、提出期間内に提出先に到着することとする。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

提出書類：「9 応募書類」に掲げる書類

1.2 応募書類の無効

以下のいずれかに該当する応募書類は無効とする。

- (1) 応募書類中に、神戸市の指定した内容が記されていないとき。
- (2) 1 団体で応募書類を 2 通以上提出したとき。
- (3) 予定価格（上限額）を超えた見積書を提出したとき。
- (4) 資格要件を満たさない者が応募書類を提出したとき。
- (5) 上記（1）～（4）に掲げるもののほか、本公募要領において特に指定した事項に違反したとき。

1.3 委託候補者の選定方法

- (1) 応募書類の記載事項等について書類審査を行い、参加資格を満たす応募者に対して、企画提案審査会への出席等について、E-mail 又は郵送にて通知する。なお、参加資格を満たさない応募者については、その旨を通知する。
- (2) 通知を受けた応募者は、企画提案審査会において、審査項目順に企画提案書の内容説明（プレゼンテーション）を行い、その後、審査員からの質疑を受ける。企画提案書および質疑における説明にあたっては、評価基準を確認のうえ、「審査項目」として挙げられている項目について、どのような工夫を行うのかも含めて、可能な限り具体的に提案すること。
- (3) 応募者からの内容説明（プレゼンテーション）は、本業務を受託した際に業務を担当する予定の者が行うこととする。なお、説明参加人数は、各団体 3 名以内とする。
- (4) 説明時間は 1 団体につき 20 分以内（機材設定時間を含む。）とし、審査員からの質疑時間は 10 分程度とする。なお、提案が多数の場合は、提案時間の変更を依頼する場合がある。
- (5) パーソナルコンピュータ、モニターは神戸市が用意し、応募者がその他機材を必要とする場合は、それを用意すること。
- (6) 審査は、応募書類の内容並びに企画提案審査会における説明及び質疑結果から、審査員が評価表に基づき採点する。

(7) 企画提案審査会の審査項目及び配点は、以下のとおりとする。

項目	内容	配点
1. 応募者に関する項目		20
(1)業務遂行能力	提案内容を確実に遂行できる組織体制であるか。 また、十分な情報収集や調査、取材等を行え、関係団体等との適切な協力体制を確保できているか。	10
(2)地元優先発注について	神戸市内の業者か。 10点:市内に本社がある 5点:市内に本社はないが支店等がある 0点:上記以外	10
2. 業務内容に関する項目		75
(1) 海洋ごみに関する環境学習の実施及び効果検証		45
①海洋ごみに関する啓発物の作成	広く市民に海洋ごみ問題を周知・啓発できる内容となっているか。	10
②海洋ごみに関する環境学習プログラムの作成	効果的に啓発できるような環境学習プログラムが検討されているか。	15
③環境学習プログラムを用いた環境学習の実施	現実的かつ、多くの参加者を集めることができる募集方法が検討されているか。	10
④定量的な効果検証の実施	定量的な効果検証の方法が検討されているか。	10
(2)海洋プラスチックごみアートによる啓発の実施		10
①啓発方法	アートを効果的に活用した啓発方法が検討されているか。	10
(3)ウェブサイト・SNS を活用した情報提供業務		15
①情報発信の方針について	SNS の特性にあった内容となっているか。	15
3. 見積金額		5 × (1-見積金額 ÷ 委託予定金額 4,000,000 円)
合計		100

(8) 審査員全員の評価点を合計し、最も高い得点を得た者を委託候補者に選定する。ただし、応募者が1団体の場合は、上記審査項目による各審査員の合計点の平均が基準点(60点)以上であれば、委託候補者に選定する。

(9) 選定した委託候補者が辞退等し、候補者がなくなった場合は、次点の応募者を委託候補者とする。

(10) 各審査員の評価点の合計が、最も高い得点を得た者が複数いた場合は、当該応募者のうち、「業務内容に関する項目」の点数が高い委託者を委託候補者に選定する。
なお、点数が同点の場合は、審査委員長が決定する。

(11) 審査の結果は、審査終了後、応募者宛に E-mail 又は郵送で通知する。

1.4 その他

(1) 応募に関する費用は、すべて応募団体の負担とする。

(2) 応募者は、応募書類の提出をもって、公募要領の記載内容を承諾したものとする。

(3) すべての応募書類は一切返却しない。なお、市は必要な範囲において、応募書類を複写する

場合がある。

- (4) 応募書類は、候補者の選定後は、神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号）第10条に基づき非公開となる情報を除き、公文書公開の対象となる。
- (5) 本業務については、市所定の「委託契約約款」に基づく委託契約を市と締結する。なお、特に個人情報の取り扱いについては、神戸市個人情報保護条例、神戸市情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (6) 企画提案審査会への提出物及び委託業務の履行により作成された有体物及び無体物（以下「成果物」という。）の取り扱いについては、以下のとおりとする。
- ① 成果物にかかる著作権、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、市に帰属し、参加業者もしくは受託事業者（以下「参加者」という。）は、市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、著作者人格権を行使しないものとする。
 - ② 参加者は、市の書面による承諾なくして、成果物を目的外に利用し、又は第三者に提供し、もしくは利用させてはならない。本企画提案審査会終了後もしくは、委託期間の終了後又は委託契約が解除された後においても同様とする。
 - ③ 参加者は市に対し、成果物が第三者の著作権等を侵害していないことを保証する。また、参加者の成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差止め又損害賠償を求められた場合、参加者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

1.5 参考

- ・神戸市ウェブサイト「海洋ごみ問題」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a25748/kurashi/recycle/education/kaiyougomi.html>

1.6 問合せ・書類等送付先

所属名：神戸市環境局資源循環課

所在地：〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST 2 階

電話：078-595-6091

F A X：078-595-6244

E-mail：3r@office.city.kobe.lg.jp

※受付時間は、午前9時～正午、午後1時～午後5時（土日、祝日、年末年始を除く）。